

しながわの区税だより

平成24年1月15日 品川区税務課 発行 代表電話(3777)1111 広町2-1-36

口座振替なら払い忘れもありません



住民税第4期納期限は1月31日です

**住民税
申告受付**

平成24年2月16日(木)～3月15日(木)

受付場所 品川区役所 本庁舎4階 141会議室
 受付時間 8時30分～17時（火曜のみ19時まで）
 ※上記期間内の日曜日も受付できます。
 ※土曜日は受付できません。

!!申告をされないと、納税・課税・非課税証明書が発行できません!!

※これらの証明書は、年金・シルバーパス・公営住宅の申請や、資金融資の時などに必要です。

平成24年1月1日に、品川区に住所がある方

※収入のなかった方も申告が必要です。

**申告しなくて
も良い方**

- 税務署に確定申告をする方
- 給与所得者で、勤務先から区へ給与支払報告のある方
- 区内在住者から扶養されている方

確定申告は、自宅でできる
e-Tax が便利です！！

平成23年度(第45回) 中学生の「税についての作文」 優秀作品のご紹介

全国納稅貯蓄組合連合会、国税庁主催の「中学生の『税についての作文』」の優秀作品選考があり、入賞作品が決定しました。

今号では、優秀作品のうち、品川区長賞を受賞されました2作品をご紹介します。



品川区長賞

「税金で日本は明るくなる」

品川区立小中一貫校品川学園 九学年 上田 詩恩

テレビのスイッチを押すと、「ポスト菅」や「内閣不信任」など政治のニュースが目に飛び込んでくる。そんな時には決まって「増税」が話題に上がる。中でも消費税十%の話題は特に気になるところだ。なぜなら現在中学生である私にとって、もっとも身近な税金と言えば消費税だからだ。もしテレビで目にした通り消費税が五%から十%に上がるとしたら、それは例えば、百円ショップに行った時、支払う金額が百五円から百十円になるということだ。確かに百円ショップでの買い物ならたいした違いはない。しかし、三百万円の車を買った場合、三百十五万で買えたものが三百三十万になることもある。この違いは決して小さいものではない。だから、以前の私は「増税」に対して、すごく反対意識が強かった。そこで「増税」によって増やされた税金はどこで使われるのか考えてみた。

一つは、私達が普段何気なく生活している環境に対してだろう。毎日の登下校の度に歩いている道路。事故を防いでいる信号。学校で毎日使う教科書。もちろん新しくなった校舎や校庭を作るのにも税金が使われている。これらがなかったら、現在の生活はできなくなり、それどころか、多くの便利や安心が失われてしまう。

二つ目に、絶対忘れてはいけないのが東北の復興財源だ。3・11の東北大震災は、被災地の人々からすべてを奪っていった。今現在でも家を流され、避難所で暮らしている人達がいる。このニュースを見て多くの人が胸を痛めたはずだ。そして、私の中にも変化が起きた。「増税」への強い反対意識が、少しぐらい「増税」しても良いのではないか、と。

現在の日本は、一人一人が協力し、東北を盛り上げ、一日でも早い復興を願っている状態だ。もちろん復興するためには願っているだけでは足りない。でも、そう分かっていても何をして良いのか分からなかった。そんな時、募金やボランティアも私達が行える大切な行動だと思うが、実は税金を払う事でも貢献できるのではないかと気付いた。それならば、これまでだって払っているじゃないかと。すると私の中で、自分も一人の日本人として、ちゃんと東北の復興に協力できるという気持ちが湧いてきた。

それから私の税金に対する考えは変わった。今まで「取られている」という思いだったのが、自分の意志で「納めている」という気持ちに変わったのだ。私達の国をより安全で暮らしやすい場所にするために、今後は東北の復興にとどまらず、新たなエネルギー問題の解決など、税金による財源確保が必要な場面も増えると思う。私は将来、働く身になり、消費税以外の税も納めるようになる。その時でも「取られている」ではなく「納めている」という気持ちで税を納められるよう、今後はさらに、税について興味を持って暮らしていくこうと思う。



【品川税務署管内】

品川区長賞

「当たり前にできること」

私には、知的障害者の兄がいます。兄は、障害者専用の作業所のような所に通っています。

そこでは、昼食用の食費や、その他のサービス費用など、合計で十万円以上がかかるています。しかし、母が持っていた請求書を見ると、実際に負担する費用は四千円程度で、残りは品川区が払ってくれていることに気付きました。これには、「税金」が使われていました。

他にも、兄は、駅で買う切符や、水族館などの公共施設の入場券も、通常の半額で購入できたりしています。私は、このような様子を見て、とても親切な事をしてくれて、ありがたいと思いました。

しかし、私に、障害を持つ家族がいなかったら、障害を持っているだけで、なぜこのような特別なサービスが受けられるのか、そうでない私も、駅で切符を買うときや、水族館へ入る時は、半額にしてほしいと思ってしまうと思います。でも、この「サービス」は、普段、不自由な思いをして生活している障害者への、贈り物なのだと考えています。

私も、毎日当たり前のように道を歩いて学校に通っています。この、たった二つの行動にも税金が使われているため、「通行料」や「授業料」を負担する必要はありません。普段の「当たり前の生活」も、国が「税金」という大きな財産の使い道を考えてくれた事で成り立って

いるのだと思いました。

私が今、払っている税金は、消費税しかありません。父や母は、住民税や所得税など、沢山の税金を納めています。本当なら、私は少しの税金しか納めていないので、学校に通えたりなどのサービスは、受けることができないと思います。しかし、大人が納めてくれていることで、様々なサービスを受けることができています。

私は、小さい頃、「税金」の存在を知らなくて、無料で学校に行けたり、教科書を使えたりできる事は、義務教育だから当たり前だと思っていた。しかし、税金のおかげで障害を持っている兄も、少しの税金しか納めていない私も、「当たり前」ができるのだと思いました。だから、大人になったら、きちんと税金を納め、未来の子供たちにも、「当たり前のこと」ができるように、つなげていきたいです。



【荏原税務署管内】

他の入賞作品受賞者をご紹介します

【品川税務署管内】

☆国税庁長官賞	富士見台中学校	矢部 嵐麻
☆東京都主税局長賞	浜川中学校	清水 敬太
☆東京納税貯蓄組合総連合会長賞	東海中学校	麻生 直亨
☆品川税務署長賞	浜川中学校	永良 真純
	東海中学校	宗助 昌弥
☆東京都品川都税事務所長賞	大崎中学校	中川 理穂
☆品川区教育長賞	大崎中学校	小川 穂
☆品川納税貯蓄組合連合会長賞	富士見台中学校	村上 木良理
	東海中学校	中嶋 恭大
日野学園	西山 快	立正中学校
浜川中学校	湯澤 美子	伊藤学園
鈴ヶ森中学校	竹村 拓希	中澤 美南

【荏原税務署管内】

☆東京納税貯蓄組合総連合会長賞	荏原第六中学校	川崎 誠士
☆荏原税務署長賞	"	"
☆東京納税貯蓄組合総連合会長賞	荏原第一中学校	布川 りさ子
☆荏原税務署長賞	"	"
☆東京都品川都税事務所長賞	荏原第五中学校	仁藤 光一
☆品川区教育長賞	荏原第六中学校	金井田 麻渝
☆荏原納税貯蓄組合連合会長賞	荏原第六中学校	山口 万由子
	荏原第五中学校	旭形 まりの
☆東京納税貯蓄組合連合会長賞	荏原第一中学校	八木 初穂
	豊葉の杜中学校	鈴木 莉乃
荏原第六中学校	内藤 混太	
荏原第六中学校	上野 周平	
荏原第一中学校	水谷 真大	
戸越台中学校	三枝 くるみ	

扶養控除の見直し

★平成24年度より子ども手当の実施に伴い
0歳から15歳までの

年少扶養親族に係る

扶養控除が廃止になります



★特定扶養控除45万円について、高校授業料の実質無償化により
16歳から18歳に対する

控除の上乗せ部分

12万円が廃止になります



改正前

	上乗せ 12万円			
一般 (年少) 扶養控除 33万円 0～15歳	特定 扶養控除 33万円 16～18歳	特定 扶養控除 45万円 19～22歳	一般 扶養控除 33万円 23～69歳	老人 扶養控除 38万円 70歳～



改正後

廃止	廃止			
特定 扶養控除 33万円 16～18歳	特定 扶養控除 45万円 19～22歳	一般 扶養控除 33万円 23～69歳		老人 扶養控除 38万円 70歳～

住民税Q & A

Q.

インフルエンザの予防接種をしたのですが、医療費控除の対象になりますか？



A.

対象にないません。医療費控除は、治療を目的として支払った医療費が対象であり、予防的なものは対象にないません。対象となるかどうかの質問が多い具体例は、以下の通りです。

○○ 対象となるもの ○○

- 通院や入院時の公共交通機関を利用した交通費
- 骨折等により、治療を目的とした松葉杖の購入費
- 治療のための医薬品の購入費
- 虫歯の治療費
- 近視の矯正治療のためのレーシック手術費
- 妊娠中の定期健診費

×× 対象とならないもの ××

- 医師への謝礼金
- 美容目的の整形手術費
- 通常のメガネやコンタクトレンズの購入費
- 医師の診断書作成費
- 人間ドック等の健康診断費用
- 健康増進のためのビタミン剤の購入費

住民税相談のご案内

●課税に関するご相談 TEL (5742) 6663～

6

●納税に関するご相談 TEL (5742) 6671～

受付時間 月曜～金曜

午前8時30分から午後5時

ただし火曜日は午後7時まで（祝日は休み）

1月31日は…

住民税第4期の納期限です

納付に便利な口座振替をお勧めします！

出前講座のご案内

サークルや団体等の会合で、住民税の講座を開きませんか？

担当職員がお伺いします
費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。
税務係 電話 (5742) 6662

